

18. ペット飼育に関する細則

（総 則）

第1条 この細則は、多摩ニュータウンエスレート落合5－8団地管理規約第18条の2の「ペットの飼育」に関し、団地建物所有者及び占有者（以下「組合員等」という）が守るべき事項について定めることを目的とする。

（飼育が認められるペット）

第2条 飼育できる動物（以下「ペット」という）は、各住戸内のみでの飼育が可能なものとし、種類及び数は次のとおりとする。

一 犬または猫

1 住居につき犬・猫合わせて計2匹を限度とする。

二 犬・猫以外の哺乳類

フェレット、うさぎ類、リス類、ねずみ類等の小動物で専用ケージまたはカゴ等で飼育ができるものに限る。

三 鳥類

鳩及び猛禽類を除く小鳥とし、鳥カゴで飼育ができるものに限る。

四 観賞用魚類（亀を含む）・両生類、昆虫

水槽、専用ケージまたは虫かごで飼育ができるものに限る。

2 前項までの定めに加え、ペットは次の各号に該当しないものとする

一 「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）の規定に基づいて、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（特定動物；表1）

二 人の身体に危害を加えたことのある動物

三 人に伝染するおそれのある有害な病原体に汚染されている動物

四 毒を有する動物

五 他の居住者に不快感を催させる動物

六 その他理事会で禁止と決定した動物

（飼育者の心構え）

第3条 ペット飼育者は、次のことを常に心がけなくてはならない。

一 他の居住者の立場を尊重し、快適な生活環境の維持向上を図ること。特に動物アレルギーの方が居住していることに十分に配慮をすること。

二 動物の本能、習性等を理解するとともに、飼育者としての責任を自覚し、動物を終生、適切に飼育すること。

三 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「東京都動物の保護及び管理に関する条例」（昭和54年東京都条例第81号）、「狂犬病予防法」（昭和25年法律第247号）等に規定する飼育者の義務を守ること。

四 ブリーダー、ペットの預かり所等、販売を目的としての繁殖、職業としての飼育は行わないこと。

（承認申請）

第4条 犬または猫を飼育する組合員等（以下「犬・猫飼育者」）は、別に定める承認申請書を理事長に提出しなければならない。

（承認申請の承認又は不承認の審査）

第5条 理事長は、申請書を受け取ったときは、遅滞なく、理事会の決議を経て承認又は不承認の決定をしなければならない。

（承認又は不承認の通知）

第 6 条 理事長は、承認又は不承認を決定した場合には、遅滞なく犬・猫飼育者へ結果を送付するものとする。

（資料の提出）

第 7 条 飼育を承認されたペットが犬の場合には、申請者は毎年、「狂犬病予防法」第 4 条で定められた登録及び同法第 5 条で定められた予防注射が確実にに行われていることを証明する書類を理事長に提出しなければならない。

（犬・猫飼育の明示）

第 8 条 犬・猫飼育者は、別に管理組合が発行する飼育標識を玄関に貼付し、飼育していることを明示しなければならない。

（遵守事項）

第 9 条 ペット飼育者は、他の居住者の迷惑となる行為をさせないように、ペットを適正に管理するために、次の各号を遵守しなければならない。尚、来訪者がペットを連れてきた場合、組合員等は来訪者に次の各号を遵守させなければならない。

- 一 飼育は住戸内に限ること。また、バルコニー及び専用庭等で給餌、給水、排尿、排便、ブラッシング、抜け毛の処理、容器清掃を行わないこと。
- 二 犬・猫は、階段、廊下の共有部分等では、必ず抱きかかえるかリードにつなぐ、またはケージに入れて運ぶこと。（ただし、盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）。
- 三 ペットを散歩させる場合は、必ずリード等でつないで行うこと。
- 四 ペットの鳴き声や糞尿等から発する悪臭によって近隣に迷惑をかけないこと。
- 五 ペットは常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生、害虫の発生予防等、健康管理を行うこと。
- 六 犬・猫には必要な「しつけ」を行うこと。
- 七 犬・猫は去勢または避妊を行うこと。
- 八 留守をするときは、ペットが勝手に住戸外に出ないように気をつけること。
- 九 一般来客者のペットに対する不用意な行動で、事故等の発生がないように飼育者は、十分注意すること。
- 十 外泊をするときは、他の居住者に迷惑（鳴き声及び逃走等）をおよぼす恐れのあるペットを住戸内に放置しないこと。
- 十一 非常災害時には、逃走したり、他の居住者等に危害をおよぼさせないように保護に努めること。

（飼育動物の虐待防止）

第 10 条 ペット飼育者は、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」（昭和 50 年総理府告示第 28 号）に基づき、ペットを虐待してはならない。

（飼育による損害賠償責任）

第 11 条 ペットによる汚損、破損、傷害等が発生した場合には、理由のいかんを問わず、ペットの飼育者が全責任を負わなければならない。

（理事長の勧告及び指示等）

第 12 条 飼育者が、この細則に違反した場合、理事長は、その是正等のため、必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。

（飼育の禁止）

第 13 条 飼育者が、前条の勧告及び指示等に従わない場合、理事長はそのペットの飼育を禁止することができる。

2 ペットの飼育を禁止された者（以下「飼育禁止者」という。）は、新たな飼い主を探す等、速やかに適切な措置をとらなければならない。

3 飼育禁止者は、再度動物を飼育してはならない。

（飼育終了の届出）

第 14 条 死亡、譲り渡し等によりペットの飼育が終了したとき、別に定める飼育終了届を理事長に提出しなければならない。

（ペットが死亡した場合の処理）

第 15 条 ペットが死亡した場合、飼育者は動物霊園に葬る等、その死体を適切に処理しなければならない。

附 則

この細則は、2026〔令和 8〕年 5 月 18 日から施行する。

（2011〔平成 23〕年 3 月 6 日 制定）

（2021〔令和 3〕年 5 月 30 日 改正）

（2026〔令和 8〕年 5 月 17 日 改正）

表1 特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律施行令より）

ほ 乳 類	そう類	そう科全種
	さい類	さい科全種
	きりん類	キリン属全種
	かば類	かば科全種
	うし類	アフリカスイギュウ属全種、バイソン属全種
	くま類	くま科全種
	大型のねこ類	ヒョウ属全種、ウンピョウ属全種、チーター属全種
	中型以下のねこ類	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランディ、オオヤマネコ属全種
	ハイエナ類	ハイエナ科全種
	おおかみ類	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ドール属全種 リカオン属全種
鳥 類	大型のさる類	オランウータン属全種、チンパンジー属全種、ゴリラ属全種
	中型のさる類	おまきざる科のうちホエザル属全種、クモザル属全種、ウーリークモザル属全種、ウーリーモンキー属全種、おながざる科のうちマカク属全種（タイワンザル、カニクイザル及びアカゲザルを除く。）、マンガベイ属全種、ヒヒ属全種、マンドリル属全種、グラダヒヒ属全種。オナガザル属全種、パタスモンキー属全種、コロブス属全種、プロコロブス属全種、ドックモンキー属全種、コバナテングザル属全種、テングザル属全種、リーフモンキー属全種、てながざる科全種
	ひくいどり類	ひくいどり科全種
は 虫 類	わしたか類	コンドル科のうちカリフォルニアコンドル、コンドル、トキイロコンドル、たか科のうちオジロワシ、ハクトウワシ、オオワシ、ヒゲワシ、コシジロハゲワシ、マダラハゲワシ、クロハゲワシ、ミミヒダハゲワシ、ヒメオウギワシ、オウギワシ、パプアオウギワシ。フィリピンワシ、イヌワシ、オナガイヌワシ、コシジロイヌワシ、カンムリクマタカ、ゴマバラワシ
	わに類	アリゲーター科全種、クロコダイル科全種、ガビアル科全種
	おおとかげ類	おおとかげ科のうちハナプトオオトカゲ、コモドオオトカゲ
	かみつしがめ類	かみつしがめ科全種
	どくとかげ類	どくとかげ科全種
は 虫 類	へび類	ボア科のうちボアコンストリクター、アナコンダ、アメジストニシキヘビ、インドニシキヘビ。アミメニシキヘビ、アフリカニシキヘビ なみへび科の有毒へび全種、モールパイパー科全種、コブラ科全種、くさりへび科全種

参考資料

■このルールを守って頂けない場合には、理事会は「飼育禁止」の措置をとります。

- 最終的には、理事会は裁判所へ提訴することになります。

